

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I-1. ②事務の概要	<p>【予防接種システム】</p> <p>札幌市では、感染症の発生及びまん延防止のため、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種の実施に関する事務、給付の支給に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の10の項、93の2の項により個人番号を利用することができるのは、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>ついては、特定個人情報ファイルを主務省令で定める以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種履歴の管理・保管等に係る業務 ・医療機関等での予防接種の実施に係る業務 ・実施医療機関への委託料の支払いに係る業務 ・対象者への接種勧奨に係る業務 <p>②健康被害による給付の支給に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種を受けた者が疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合の健康被害を受けた者への給付の支給に係る業務 <p>【ワクチン接種記録システム(VRS)】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 	<p>【予防接種システム】</p> <p>札幌市では、感染症の発生及びまん延防止のため、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種の実施に関する事務、給付の支給に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の10の項、93の2の項により個人番号を利用することができるのは、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>ついては、特定個人情報ファイルを主務省令で定める以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種履歴の管理・保管等に係る業務 ・医療機関等での予防接種の実施に係る業務 ・実施医療機関への委託料の支払いに係る業務 ・対象者への接種勧奨に係る業務 <p>②健康被害による給付の支給に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種を受けた者が疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合の健康被害を受けた者への給付の支給に係る業務 <p>【ワクチン接種記録システム(VRS)】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に、接種記録等の登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種券からの由緒に基 	事後	VRSの機能縮小に伴う変更(重要な変更にあたらぬ)
令和4年1月28日	I-1. ③システムの名称	予防接種システム	予防接種システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	新型コロナワクチン接種事務の追加
令和6年4月1日	I-3. 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2</p> <p>番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。)</p> <p>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	<p>番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2</p> <p>番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。)</p> <p>番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	VRSの機能縮小に伴う変更(重要な変更にあたらぬ)
令和4年1月28日	I-4. ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種」が含まれる項(16-2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による予防接種」が含まれる項(16-2、17、18、19の項)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(16-2、16-3及び115-2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による予防接種」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(16-2、17、18、19及び115-2の項)</p>	事後	<p>法改正による事務の追加と再実施(5年経過)による見直しに伴う追加</p> <p>※番号法第19条の号ズレは令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの</p>
令和6年4月1日	I-5. ①部署	札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課 ／札幌市保健福祉局医療対策室調整担当課	札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課	事後	機構変更に伴う修正
令和6年4月1日	I-5. ②所属長の役職名	感染症総合対策課長／調整担当課長	感染症総合対策課長	事後	機構変更に伴う修正
令和6年4月1日	I-8.	<p>〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階 札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課</p> <p>〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目ばらと北一条ビル9階 札幌市保健福祉局医療対策室調整担当課</p>	<p>〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課</p>	事後	機構変更に伴う修正
令和5年12月7日	II-1.	令和3年4月1日	令和4年5月9日	事後	新型コロナワクチン接種事務に係る再評価
令和5年12月7日	II-2.	令和3年4月1日	令和4年5月9日	事後	新型コロナワクチン接種事務に係る再評価
令和4年1月28日	IV		項目追加	事後	様式改正による評価項目の追加